府　令

○内閣府令第六十号

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十号）の施行に伴い、並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第四条第一項第二号、第七条第一項及び第二項、第九条第一項及び第三項、第二十六条並びに第三十条の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年九月一日

内閣総理大臣　菅　　義偉

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条の四**　［略］ ２　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 ［一～七　略］ 八　一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）又はその配偶者（法第四条第三項の規定を適用しないこととした場合に法第四条第一項第一号に該当することとなる者に限る。以下同じ。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者又はその配偶者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに一般受給資格者の法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書 ［略］ 九　一般受給資格者（支給要件児童のうちに三歳に満たない児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をいう。第三条第一項第一号において同じ。）がある一般受給資格者に限る。）が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。以下同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ［略］ ３　［略］ ４　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 ［略］ 一　施設等受給資格者（施設入所等児童のうちに三歳に満たない施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。第三条第二項第一号において同じ。）がある施設等受給資格者に限る。）が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類	（認定の請求） **第一条の四**　［同上］ ２　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 ［一～七　同上］ 八　一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書 九　［同上］ 十　一般受給資格者が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。第四項第二号において同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類 ３　［同上］ ４　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 ［同上］ 一　施設等受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類